

災害対策基本法第七十一条の規定による応急措置の業務に従事した者等に対する損害の補償に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第四十七号

災害対策基本法第七十一条の規定による応急措置の業務に従事した者等に対

する損害の補償に関する条例等の一部を改正する条例

(災害対策基本法第七十一条の規定による応急措置の業務に従事した者等に対する損害の補償に関する条例の一部改正)

第一条 災害対策基本法第七十一条の規定による応急措置の業務に従事した者等に対する損害の補償に関する条例(昭和三十八年広島県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「行なう」を「行う」に改める。

第二条中「県が行なう」を「県が行う」に、「第二十四条」を「第七条」に、「支給して行なう」を「支給して行う」に改める。

第三条第二項中「県が行なう」を「県が行う」に、「第二十五条」を「第八条」に、「支給して行なう」を「支給して行う」に改める。

(理容師法施行条例の一部改正)

第二条 理容師法施行条例(平成十二年広島県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「第二十三条第一項第一号」を「第四条第一項第一号」に、「収容施設に避難している者」を「避難所に避難している者又は同号に規定する応急仮設住宅に入居している者」に改める。

(美容師法施行条例の一部改正)

第三条 美容師法施行条例(平成十二年広島県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「第二十三条第一項第一号」を「第四条第一項第一号」に、「収容施設に避難している者」を「避難所に避難している者又は同号に規定する応急仮設住宅に入居している者」に改める。

附 則

この条例は、災害対策基本法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第五十四号)附則第一条第一号に規定する政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。